

一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都杉並区上荻一丁目[redacted]に置く。

(目的)

第3条 当法人は、全国のキャリア教育コーディネーター[redacted]し、さらにキャリア教育に関心のある人、企業、団体等、学校、行政機関等とのネットワークを構築し、多様な学びの機会を創出することで社会の発展に寄与することを目的とし、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) キャリア教育コーディネーター認定事業
- (2) キャリア教育コーディネーター育成及び研修事業
- (3) 普及啓発事業
- (4) その他、当法人の目的を達成するための事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会、監事を置く。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第18条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき。
2. 当法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 会費の納入が継続して3ヵ月以上されなかったとき。
2. 総社員が同意したとき。
3. 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拋出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(種類)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

1. 入社の基準並びに会費の金額
2. 社員の除名
3. 役員を選任及び解任
4. 役員報酬の額又はその規定
5. 各事業年度の決算報告
6. 定款の変更
7. 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
8. 解散
9. 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
10. 理事会において社員総会に付議した事項
11. 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定

する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

1. 社員の除名
2. 定款の変更
3. 解散
4. その他法令で定めた事項

(代理)

第19条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員等

(役員を設置等)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3名以上
  2. 監事 1名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第24条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、社員総会の決議をもって定める。

## 第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

1. 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
2. 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
3. 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
4. 理事の職務の執行の監督
5. 代表理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 理事会の招集通知は、会日の3日前までに各理事及び監事に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第35条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団法人及び

一般財団法人に関する法律第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く。）しなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号、第4号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第1号から第7号までに規定する事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

#### 第8章 事務局、オブザーバー、アドバイザー

(事務局の設置等)

第43条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事会において選任し任免する。

(オブザーバー)

第44条 当法人に、その公共性を保つことを目的にするため、オブザーバーを置く。

(アドバイザー)

第45条 当法人に、キャリア教育に関する有識者によるアドバイザーを置く。

2 アドバイザーの任期は2年とし、再任を妨げない。

#### 第9章 附則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第47条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは社員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第48条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成23年8月末日までとする。

(設立時役員等)

第49条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 生重幸恵

設立時理事 本間正人

設立時理事 官城治男

設立時監事 相川良子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第50条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

- 1 [Redacted]  
特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク  
理事 生重幸恵
- 2 [Redacted]  
特定非営利活動法人北海道職人義塾大蔵校  
理事 佐々木徹
- 3 [Redacted]  
特定非営利活動法人ひととくらしとまち大館ネットワーク  
理事 三浦清久
- 4 [Redacted]  
ハリウコミュニケーションズ株式会社  
代表取締役 針生英一
- 5 [Redacted]  
特定非営利活動法人ハーベスト  
理事 中山聖子
- 6 [Redacted]  
株式会社ソシオエンジン・アソシエイツ  
代表取締役 町野弘明
- 7 [Redacted]  
特定非営利活動法人アスクネット  
理事 白上昌子
- 8 [Redacted]  
特定非営利活動法人南大阪地域大学コンソーシアム  
理事 奥野武俊
- 9 [Redacted]  
特定非営利活動法人日本教育開発協会  
理事 山中昌幸
- 10 [Redacted]  
株式会社キャリアリンク  
代表取締役 若江真紀
- 11 [Redacted]  
特定非営利活動法人ベンチャー・アライアンス協会  
理事 廣川章
- 12 [Redacted]  
一般社団法人くまもと教育プロジェクト  
代表理事 藤井誠



13

有限会社オーシャン・トゥエンティワン  
代表取締役 酒元謙二

14

オフィスメイト株式会社  
代表取締役 坂本昇子

15

株式会社ジオコス  
代表取締役 伊藤秀一

(法令の準拠)

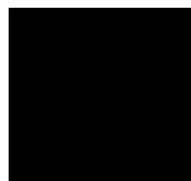
第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、当法人の設立に際し、設立時社員の定款作成代理人である行政書士茂木正光は、電  
磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成22年12月18日

- 1 設立時社員 特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク  
理事 生重幸恵
- 2 設立時社員 特定非営利活動法人北海道職人義塾大学校  
理事 佐々木徹
- 3 設立時社員 特定非営利活動法人ひととくらしとまち大館ネットワーク  
理事 三浦清久
- 4 設立時社員 ハリウコミュニケーションズ株式会社  
代表取締役 針生英一
- 5 設立時社員 特定非営利活動法人ハーベスト  
理事 中山聖子
- 6 設立時社員 株式会社ソシオエンジン・アソシエイツ  
代表取締役 町野弘明
- 7 設立時社員 特定非営利活動法人アスクネット  
理事 白上昌子
- 8 設立時社員 特定非営利活動法人南大阪地域大学コンソーシアム  
理事 奥野武俊
- 9 設立時社員 特定非営利活動法人日本教育開発研究会  
理事 山中昌幸
- 10 設立時社員 株式会社キャリアリンク  
代表取締役 若江真紀
- 11 設立時社員 特定非営利活動法人ベンチャー・アライアンス協会  
理事 廣川章
- 12 設立時社員 一般社団法人くまもと教育プロジェクト  
代表理事 藤井誠
- 13 設立時社員 有限会社オーシャン・トゥエンティワン  
代表取締役 酒元謙二
- 14 設立時社員 オフィスマイト株式会社  
代表取締役 坂本昇子
- 15 設立時社員 株式会社ジオコス  
代表取締役 伊藤秀一

上記社員の定款作成代理人 行政書士 茂木正光



## 第10期 貸借対照表

(令和2年8月31日現在)

一般社団法人 キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産			
現金預金	8,149,718	4,740,831	3,408,887
売掛金	1,511,680	1,203,520	308,160
貸倒引当金	▲9,000	▲7,000	▲2,000
棚卸資産	424,594	523,240	▲98,646
未収入金	927,020	710,600	216,420
流動資産合計	11,004,012	7,171,191	3,832,821
2 固定資産			
(1) 基本財産			
(2) 特定資産			
(3) その他固定資産			
出資金	10,000	10,000	0
敷金	60,000	60,000	0
その他固定資産合計	70,000	70,000	0
固定資産合計	70,000	70,000	0
資産合計	11,074,012	7,241,191	3,832,821
<b>II 負債の部</b>			
1 流動負債			
未払金	6,506,000	4,728,000	1,778,000
未払法人税等	70,000	70,000	0
未払消費税等	159,700	12,300	147,400
預り金	39,626	39,626	0
流動負債合計	6,775,326	4,849,926	1,925,400
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	6,775,326	4,849,926	1,925,400
<b>III 正味財産の部</b>			
1 一般正味財産	4,298,686	2,391,265	1,907,421
正味財産合計	4,298,686	2,391,265	1,907,421
負債及び正味財産合計	11,074,012	7,241,191	3,832,821

# 第10期 正味財産増減計算書

(令和1年9月1日から令和2年8月31日まで)

一般社団法人 キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①会費・入会金収入	1,080,000	1,080,000	0
②事業収入			
キャリア教育コーディネーター資格認定事業収入	4,865,920	5,084,338	▲218,418
(登録者会費)	(2,894,000)	(2,357,520)	
(受験料)	(614,600)	(1,208,600)	
(登録費用)	(132,000)	(445,780)	
(更新手続)	(289,440)	(233,280)	
(育成研修)	(113,400)	(162,000)	
(テキスト代)	(510,080)	(512,803)	
(イーラーニング)	(0)	(29,355)	
(育成機関審査)	(0)	(0)	
(全国大会)	(312,400)	(135,000)	
都立高校生自立支援プログラム事業(東京学芸大子ども未来研究所)	199,000	812,000	▲613,000
キャリア教育アワード事業(経済産業省)	911,900	894,888	17,012
キャリア教育シンポジウム事業(厚生労働省、文部科学省)	1,274,300	1,285,000	▲10,700
カンコー教育ソリューション研究協議会事業(カンコー)	5,578,820	6,808,460	▲1,229,640
日経エデュケーションナルチャレンジ授業構築補助事業(日本経済社)	54,000	2,475,240	▲2,421,240
文教大学講師事業他(マイナビ)	1,295,040	54,000	1,241,040
未来の担い手プログラム業務事業(京都府教育庁)	1,208,080	0	1,208,080
講演業務事業(カンパニユラ)	70,000	0	70,000
予防授業コーディネーター業務事業(コスモヘルス)	0	216,000	▲216,000
教育支援活動事業(東京海上日動あんしん生命)	0	162,000	▲162,000
東京都お手紙プロジェクト業務事業(東京都)	0	111,600	▲111,600
キャリア甲子園向けカリキュラム構築支援事業(聖学園高等学校)	0	21,600	▲21,600
事業収入合計	15,457,060	17,925,126	▲2,468,066
③普通預金口座受取利息	37	36	1
④信用金庫出資金受取配当金	300	300	0
⑤雑収入	2,000,061	72	1,999,989
経常収益計	18,537,458	19,005,534	▲468,076
(2) 経常費用			
①事業費			
キャリア教育コーディネーター資格認定事業費	972,722	2,384,335	▲1,411,613
(登録者会費)	(11,880)	(15,146)	
(受験料)	(231,800)	(1,232,678)	
(登録費用)	(51,678)	(43,620)	
(更新手続)	(0)	(0)	
(育成研修)	(0)	(0)	
(テキスト代)	(98,646)	(806,177)	
(イーラーニング)	(236,880)	(287,550)	
(育成機関審査)	(0)	(0)	
(全国大会)	(341,838)	(206,320)	
都立高校生自立支援プログラム事業(東京学芸大子ども未来研究所)	161,600	696,000	▲534,400
キャリア教育アワード事業(経済産業省)	826,842	750,896	75,946
キャリア教育シンポジウム事業(厚生労働省、文部科学省)	1,146,670	1,113,910	32,760
教育ソリューション研究協議会事業(カンコー)	4,951,900	6,058,210	▲1,106,310
日経エデュケーションナルチャレンジ授業構築補助事業(日本経済社)	0	2,237,640	▲2,237,640
文教大学講師事業他(マイナビ)	1,154,180	48,600	1,105,580
未来の担い手プログラム業務事業(京都府教育庁)	1,208,080	194,400	1,013,680
講演業務事業(カンパニユラ)	70,465	111,600	▲41,135
予防授業コーディネーター業務事業(コスモヘルス)	0	194,400	▲194,400
教育支援活動事業(東京海上日動あんしん生命)	0	145,800	▲145,800
東京都お手紙プロジェクト業務事業(東京都)	0	111,600	▲111,600
キャリア甲子園向けカリキュラム構築支援事業(聖学園高等学校)	0	19,440	▲19,440
事業費合計	10,492,459	13,760,831	▲3,268,372
②管理費			
業務委託費	3,631,200	3,223,360	407,840

交際費	65,108	29,094	36,014
会議費	7,150	56,716	▲49,566
旅費交通費	104,830	358,120	▲253,290
通信費	329,065	310,838	18,227
消耗品費	135,093	147,030	▲11,937
水道光熱費	45,981	41,142	4,839
支払手数料	627,326	607,558	19,768
地代家賃	720,000	720,000	0
リース料	129,600	129,600	0
租税公課	169,700	12,900	146,800
貸倒引当金繰入	2,000	▲13,000	15,000
雑費	110,460	4,370	106,090
法人税等	70,065	70,066	▲1
管理費合計	6,137,578	5,697,794	439,784
経常費用計	16,630,037	19,458,625	▲2,828,588
当期経常増減額	1,907,421	▲453,091	2,360,512
2. 経常外増減の部	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,907,421	▲453,091	2,360,512
一般正味財産期首残高	2,391,265	2,844,356	
一般正味財産期末残高	4,298,686	2,391,265	1,907,421
II 指定正味財産増減の部			0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	4,298,686	2,391,265	1,907,421